

監査公告第16号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について別紙のとおり公表する。

平成29年3月1日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 俊昭

# 平成 28 年度 公の施設の指定管理者監査報告書

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の平成 27 年度、平成 28 年度（12 月まで）に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

### 2 監査の対象施設等

#### 指定管理者の概要

名 称	株式会社 コーワ
代表者	代表取締役 嶋崎 育子
住 所	福井県福井市三尾野町第 29 号 2 番地 12

#### 施設の概要

施設名	加賀市文化会館	
施設規模	敷地面積 建物面積 構造 駐車場	11,672.35 m <sup>2</sup> 5,466.65 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート 3 階 乗用車 300 台分
所在地	加賀市山代温泉北部 2 丁目 68 番地	
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
指定管理委託料	平成 27 年度 20,500 千円	
指定管理に係る収 支状況	平成 27 年度	
	収 入 支 出 収 支	34,280 千円 34,817 千円 ▲537 千円
実績 利用収入 その他収入	利用件数 利用者数 利用料収入 自主事業等	865 件 73,353 人 13,387 千円 393 千円

3 監査期間 平成 29 年 1 月 23 日～2 月 13 日

4 監査実施委員 浅井 廣史  
林 俊昭

### 5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき審査するとともに、施設に出向き指定管理者の関係者から説明を聴取した。

### 6 監査の着眼点

#### 【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

#### 【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

## 第2 監査結果（指摘事項）

施設の管理の状況をはじめ、財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められたが、一部に改善又は検討を要する事項がみうけられたので、次のとおり記述する。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、関係課宛に別途文書にて通知したところである。

### 1 概要

#### (1) 適切な収入管理

収入管理の点では、利用者の申し込みや利用料金の扱いは、受付台帳、帳簿とも正確に管理されていることが確認できた。また、館内の物販である自動販売機について、指定管理者側で別途販売事業者と契約を交わし、施設使用料及び光熱水費を徴収しており、収入の管理は全般的に適切に実施されていた。

## (2) 良好な施設運営

施設運営面では、文化会館友の会の活動や文化会館だより（広報）の隔月発行など、運営関係者、利用者との熱心な情報提供や相互理解を深める取り組みがなされている。また、平成 27 年度においては、ロビーコンサート「クリスマスジャズコンサート」の開催の他、北前船歴史現地研修やソムリエ出前講座を開催し、幅広い分野での自主事業を通じて、利用者や近隣住民、関係者が連携する文化交流を創り、文化振興に努めていることが見て取れる。その他、音楽協会や芸能協会などの各種関係団体を構成員とした運営委員会を定期的で開催していることや、自主事業参加者へのアンケートを実施するなど、指定管理者自らが利用者意見の収集に積極的に努めていることなど、良好な運営を目指した継続的な体制づくりの努力が見受けられ、それら取り組みを高く評価したい。

## (3) 改善すべき業務

平成 15 年の地方自治法の改正以降、本市の指定管理者制度導入が進んでいるものの、制度活用による経済性や効率性、民間のノウハウを活用した低コストで良質なサービス提供といったことが、主に着目されてきている。しかしながら、正確な経理、管理状況の把握と指導といった基本的内容においていくつかの不具合もあるため、業務の改善に取り組まれない。

## 2 所管課の監査結果

### (1) 備品の点検

文化会館の備品については、指定管理委託の仕様書において、市が所有するもの及び指定管理者の所有するものを区分して、指定管理者が備品台帳等により管理することとしているが、市側の所有備品のうち、最近購入したものや寄附されたもので、記載がないものが見受けられた。指定管理者側へ適切な備品情報を提供し、購入・廃棄等の適正管理に努められたい。

### (2) 経理の指導

平成 27 年度の決算報告において、管理運営費の扱い方の説明が不十分のため、決算額に誤りが生じている。

### (3) 事業評価の改善

市は、各年度の事業実績を評価することとなっているが、当該年度の事業報告に対する市側の評価が書面で残されておらず、後年度への指示があったのか不明確である。今後は書面により事業評価を残すよう改善されたい。その際には、指定管理期間を通じた累積収益（損益）額も参照して評価することを期待する。

## 3 指定管理者の監査結果

### (1) 経理誤りの修正

収入管理は適切に行われていたものの、決算書において、平成 27 年 6 月分の文化会館付帯設備費用料 16,560 円及び 6 月、9 月、10 月、12 月分の利用料に総額 557,000 円の計上漏れがあった。決算額の訂正と再提出を求め

たところであり、今後は十分に注意されたい。

(2) 経理手法の改善

経理事務において、会計ソフトを利用しているにも関わらず、それらを決算に活用せず、別の集計から決算書を作成している。そのことに起因して集計ミスが散見されている。決算書作成における集計が一元管理できるよう、合理的な手法に改善されたい。

(3) 諸帳簿の適正管理

平成 28 年度の自主事業コンサートに係る会場使用料が、管理帳簿には利用者実績の記入も減免額計上もされていなかったため、修正を求めた。

### 第 3 まとめ

今回の監査対象である加賀市文化会館では、平成 21 年 4 月から株式会社コーワが指定管理者となっている。それ以降、僅かではあるが利用者は増加し続けている。これは、自主事業を継続実施するとともに、地域住民や関係団体と連携しながら文化振興に努めようとする指定管理者の努力の成果と考えられる。

所管課においては、一部改善を要する事項が見受けられたので、協定書の内容を十分理解し、経理状況を正確に把握したうえで、適切な事務処理にあたられたい。また、指定管理者に管理の全てを任せきりにすることなく、常に連携を図り、管理業務の問題点の把握、経理事務や安全管理の状況等について、適切な指導・監督に努められたい。

指定管理者においては、管理運営の努力は大いに評価するところであるが、指摘したとおり、改善すべき事項も見受けられる。これまでの管理運営の経験を十分に活かし、改善できるところは速やかに着手され、より一層市民に愛される施設となるよう運営されることを期待する。

### 第 4 留意事項

地方自治法第 199 条第 12 項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。